

## 地域日本語教育におけるこれまでの経過等について

平成 30 年 12 月下旬	国が「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を公表 (取組の一つとして、「地域日本語教育の総合的な体制づくり支援」)
平成 31 年 3 月下旬	文化庁の「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図ることを目的とした「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の募集開始 [必須要件]・地域の実態調査 ・地域日本語教育の総合的な推進計画策定又は改定
令和元年 6 月 28 日	「日本語教育の推進に関する法律」公布・施行 地方公共団体の責務 (5 条)、地方公共団体の基本的な方針 (11 条・努力義務) 等が規定される。 ※ 文化庁補助事業の必須要件である推進計画に関する規定は、日本語教育推進法にはない。
令和元年 9 月 13 日	第 1 回日本語教育推進会議の開催 国の基本方針の項目 (案) が示される
令和元年 11 月 22 日	第 1 回日本語教育推進関係者会議の開催 今後の進め方 (案)、国の基本方針 (骨子素案) のほか、今後のスケジュール (想定) が示される。 令和 2 年 4 月頃 基本方針素案に関するパブコメの実施 令和 2 年 6 月頃 日本語教育推進会議 (第 2 回) 基本方針 (案) のとりまとめ 閣議決定